

平成29年(ラ)第934号子の監護者の指定及び面会交流審判及び子の引渡し申立却下審判に対する抗告事件(原審・東京家庭裁判所平成28年(家)第1600号, 同第3956号, 同第4673号, 同第6576号)

決 定

住所 秘匿

(従前の住所 [redacted])

抗告人兼相手方

[redacted]

(以下「抗告人」という。)

同手続代理人弁護士

森 公 任

同

森 元 みのり

同

鈴 木 信 作

同

内 野 翠

東京家庭裁判所  
調停員

有責配偶者からの  
離婚請求等のノウ  
ハウDVD発売

正当な理由  
の説明の無  
い・親権侵  
害と協力扶  
助義務違反  
を容認

住所 [redacted]

相手方兼抗告人

[redacted]

(以下「相手方」という。)

同手続代理人弁護士

[redacted]

住所 秘匿

(従前の住所 [redacted])

未 成 年 者

[redacted]

平成 [redacted] 日生

主 文

- 1 原審判中, 面会交流に係る部分(主文第2項)を次のとおり変更する。
  - (1) 抗告人は, 相手方に対し, 本決定が確定した日の属する月の翌月から, 次の要領で, 相手方が未成年者と面会交流をすることを許さなければならない。
    - (2) 1か月に1回, 1回につき3時間程度
    - (3) 面会交流の日時, 場所等の詳細は, 当事者間で協議して定める。

身勝手な実子誘拐・父子断絶強要を行う母親が協力しない実態を知りながら詳細に決めない職務放棄または父子虐待の司法ハラスメント

高葛藤な引き離し親や拉致常習弁護士らは裁判所調査官の天下り先であるFPICを指定すること繋がっている

子どもが連れ去られるまで、何の制限も無く共に暮らしていた親子に付き添い監視を着ける理由の説明は何処にもない不法な人権侵害である

(4) 抗告人又は相手方のいずれか一方が希望したときは、第三者機関による面会交流の付添型援助、連絡調整型援助及び受渡し型援助を利用することができる。同利用にかかる費用は、当事者双方が折半して負担する。

2 相手方の監護者指定及び子の引渡しに係る抗告を棄却する。

3 手続費用は、原審及び当審を通じ、各自の負担とする。

### 理 由

#### 1 事案の概要

1 本件は、未成年者を事実上監護している抗告人が、別居中の夫である相手方に対し、未成年者の監護者を抗告人と定めることを、相手方が、相手方と未成年者の面会交流する時期及び方法等について定めること及び抗告人に対し未成年者を引き渡すことをそれぞれ求めた事案である。

原審は、未成年者の監護者を抗告人と定め、相手方申立ての未成年者の引渡しを却下し、相手方と未成年者との面会交流につき、1か月2回、1回につき6時間、面会交流の日時場所等の詳細は当事者間で協議して定める、抗告人又は相手方の一方の希望により、第三者機関による連絡調整型援助及び受渡し型援助を利用することができ、同利用にかかる費用は当事者双方が折半して負担するとの要領で、抗告人に対し、相手方が未成年者と面会交流をすることを許さなければならない旨の審判をした。

これに対して、当事者双方は即時抗告をして、抗告人は、相手方と未成年者との面会交流の要領につき、1か月1回、1回につき1時間程度とし、第三者機関による援助は、付添、連絡調整及び受渡しについて利用可能とする内容に変更すべきであるとし、相手方は、原審判を取消し、相手方を監護者と定め、未成年者を相手方へ引渡すことを求め、仮に監護者を抗告人とするとしても、5対5の共同養育（詳細は、別紙平成29年5月26日付け相手方作成の「主張書面」と題する書面の1項記載のとおり）とすることを求めた。

2 当事者の身分関係、上記各申立てに至る経緯等及び申立て後の状況等につい

拉致断絶・実効支配優遇の原則

従前の生活から子を拉致された父親

ては、次のとおり補正するほかは、原審判の「理由」欄の第2（原審判2頁16行目から9頁10行目まで）記載のとおりであるから引用する。

- (1) 2頁19行目から20行目にかけての「当裁判所に顕著な事実」を「記録上明らかな事実」に改める。
- (2) 3頁3行目「以下「長男」という。」の次に「平成24年5月19日生」を加え、5行目から6行目にかけての「いくつかの会社を移りながらも継続的に会社に勤務していた。」を「転職を重ね、自ら設立した株式会社の経営をすることもあったが、概ね継続的に稼働していた。」に、18行目の「行っている。」を「行っており、平成28年1月には、資産運用及び業務拡大に備えるとして、合同会社■■■事務所を設立している。」に、19行目「当序」を「東京家庭裁判所」にそれぞれ改める。
- (3) 5頁21行目から22行目にかけての「。平成29年1月23日に審判がなされ、抗告審において係属中である。」を削り、25頁から26行目にかけての「誘拐であるとして」の次に「強い抗議を続けており、」を加え、6頁1行目末尾に、改行して以下を加える。

「 上記婚姻費用の分担を求める調停は、審判に移行し、平成29年1月23日、相手方に対し、未払金19万5000円及び同月から当事者の別居状態の解消又は離婚に至るまで月額3万5000円を毎月末日限り支払うことが命じられたが、相手方が抗告をし、その抗告審は、同年5月26日、相手方に対し平成28年4月分から平成29年4月分までの未払の婚姻費用分担金30万5000円の支払及び同年5月分から当事者の別居状態の解消又は離婚に至るまで月額3万5000円を毎月末日限り支払うことを命じた（東京高裁決定平成29年（ラ）第377号）。同決定は、平成28年4分から平成29年4月分までの13か月分の婚姻費用45万5000円（3万5000円×13か月）のうち、相手方の既払額を15万円と認定している。抗告人は、同年6月12日に、相手方に対し、同決

ファンド投資先の倒産回避し、バリュウアップし・バイアウトをするようなミッションが含まれているにも拘らず転職を重ねる悪意のある表現である。

心象操作  
大手商社や大手ファンドの投資先の経営委任が1件。大手出版社の子会社社長が1件である。

だらしのない自営業者のイメージを押し付けられている。

妻のが待機児童問題の不安からヒステリーをお越し、法人成する必要の無い事業をわざわざ法人成して、役員報酬ではなく、給与所得とする為に合同会社を作ったと陳述書提出及び口頭説明した通りである。

同居期間15年間一方的に家計を負担しながら預金も託していたが、転職の合間に勤務をしていないと判断されたとしてもたった2か月である。反面、妻には2年間の休職期間がある。しかも連れ去り前の1年間は家事も育児も父親である。共稼ぎ夫婦でありながら、妻の転職回数や無職期間には全く触れていないことから、明らかな性差別による心象操作を狙った事実の概要の記述となっている。

同居期間中に預貯金を全て託してあり、父親は家計を一方的に負担しながら、共働きの妻に3000万程度の振り込み実績がある。託してある預金から当面の養育費としての費消を認めて居る。また、父方の親せきからの祝い金など200万円程度を持ち去り実効支配している。生活用品・身の回り品・子どもの養育のあらゆる物を置き去りにしているので、生活扶助でも養育費でも無く、拉致の成功報酬であるとして強く抗議している。（許可抗告・特別抗告）

拉致弁護士のお座に振り込むことなどはできない。拉致弁護士らは持ち去らせた預貯金残高と・支払いから・いくら成功報酬をせしめるのかの明らかにするよう求める質問には一切応じなかった。

定に従った支払を、抗告人代理人弁護士名義のお座に振込む方法で行うよう求める旨通知したが、同月中の支払はなく、同年7月3日未成年者名義のお座に相手方の父親名義で37万5000円の、同月28日に相手方の姉の名義で3万4568円の各振り込みがあった。」

(4) 6頁11行目から、25行目までを次のとおり改める。

「抗告人と相手方は、審判手続係属中の暫定的な面会交流として、抗告人が受け入れた第三者機関の付添型援助を利用しての面会交流を行うこととし、平成28年9月24日、上記利用による1時間の面会交流が実施された。抗告人は、上記面会交流につき、同月7日においては、1か月1回行う意向であるとしていた（第3事件第2回期日調書）。

しかし、同年10月5日、東京家庭裁判所において、第1事件の家庭裁判所調査官調査として父子の交流場面観察の調査が実施された後、抗告人よりも先に退庁し、帰宅中の抗告人及び長男が、見知らぬ男性2人に追跡され、回り道をし、最後は警察官の付添いを得て帰宅する事態が発生した。

抗告人は、平成28年11月16日、相手方が上記追跡に関与していること主張し、少なくとも第1事件について審判があるまでは、第三者機関の付添型援助を利用する方法によっても相手方と長男の面会交流に応じることはできないとの意向を示し（第1事件第4回期日調書）、以来、面会交流を拒否している。これに対し、相手方は、上記追跡への一切の関与を否定している。」

(5) 9頁8行目から9行目にかけての「また、」から10行目末尾までを削る。

## 第2 当裁判所の判断

1 当裁判所は、未成年者の監護者は抗告人と定め、相手方と未成年者の面会交流は1か月に1回、1回につき3時間程度、面会交流の日時、場所等の詳細は、当事者間で協議して定めることとし、抗告人又は相手方のいずれか一方が

原審より半分に減らされた。泣き寝入りしないとこのようなケースが多くなっている。

拉致断絶の人質交渉には不本意ながら如何なる不当な制限も受け入れざるを得ないとし、書面返答し書証提出した条件が、合意条件のように悪用されている

森法律事務所のマニュアル通りの相談記録を作成することができた。  
(森法律事務所HP参照)

少しでも生き別れ解決に参加したい親族の意向であり、親族たちの祝い金が生き別れの活動資金に充てられているにも関わらずその口座に振り込んだ。父親が返済することを通知し、返済の振り込み記録も書証提出しているが...?司法による心象操作書面と言わざるを得ない。

拉致弁護士の不法な親権濫用の主張を何故か削除した

原審では必要無いとされた付き添い監視が泣き寝入りしない罪で父子に科せられた。

希望したときは、第三者機関による面会交流の付添型援助、連絡調整型援助及び受渡し型援助を利用することができるとし、同利用にかかる費用は、当事者双方が折半して負担することとして、相手方への未成年者の引渡しの申立ては、却下するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり原審判を補正するほかは、原審判の「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2に説示するとおりであるから、これを引用する。

(1) 12頁5行目の冒頭から13頁2行目の「その費用」までを次のとおり改める。

「相手方と長男の面会交流の頻度は、原告人が平日稼働するために保育施設を利用しており、長男には週末に監護親である原告人と過ごす時間を確保する必要のあることからすると、月に1回程度とし、時間等は、長男が未だ5歳で、日中連続して活動することに限界のある年齢にあるといえること、長男の連続して活動可能な時間から受渡しに要する時間等を控除して定めるべきことからすると、現時点においては、1回3時間以内の面会交流とするのが相当である。

そして、日時、場所等の詳細は、その都度協議して定めるものとして足りると考えられるところ、原告人と相手方は相互に強い不信感を抱いているものとみられ、原告人は相手方に対し、現住所を秘匿していることからすると、当事者双方が直接に連絡を取って面会交流の日程調整を行い、長男の受渡しを行うことは現状では困難であること、及び、上記追跡行為は、相手方の関与は認められないものの、原告人が警戒心を強め、長男に不安感を与えるものであったといえることからすると、面会交流を円滑に実施し、長男に悪影響を与えないよう配慮する観点から、当事者一方が希望すれば、第三者機関による付添型援助、連絡調整型援助及び受渡し型援助を利用することができるものと定めるのが相当である。

(2) これに対し、原告人は、面会交流は、1回、1時間程度と主張するが、

待機児童問題の不安からうつ病が悪化したことが発端である事件にも拘らず、税金のかかる保育園へ保育を頼むことが、無償で保育をする実父の養育妨害をする理由となるのであるか？しかも父親は行政の子育て支援員をしており、保育園や一般家庭の保育をしている旨を書証提出しているにも拘らず？？

拉致親は自己正当化の為に必死になる。拉致被害親は親子断絶されたくないのに必死に虚偽冒瀆に抗弁せざるを得ない。その原因を作っている側に責を負わせず、被害父子に負担を強いる理屈は如何に？？

拉致されるまで主に週末の引率主であった父親とは過ごす必要が無く、拉致親とは過ごす必要があるとする理由の説明になっていない

主たる監護者であった父親はお昼寝の付き添いも出来ない差別を受ける。そもそも5歳はお昼寝を卒業する歳であるし、母親と違いバギーが無くても抱っこで安心して眠っていた息子である。

その観点からは親子断絶を謀ろうとしている親では無く、どちらの親にも自由に接することができる親を監護者にすれば済むのに、わざわざ片親を排除し洗脳虐待を進める親を監護者にするには矛盾がある。

父子交流では、父子が希望しない条件を、その交流に関わらない母親が父親への攻撃欲として自由に活用できる。

事実と異なるこの決定書は9月14日だが既に7月中に指摘の物件の契約は締結されている・悪意のある事実誤認である。そもそも・経済条件に不安があると・子どもは拉致され断絶されるのだろうか？

3時間も短時間すぎることが明かだ。

1時間程度とする根拠が不明であり、1時間では短時間にすぎることから採用できない。

相手方も種々主張するが、それらは、所有している建物の新たな賃借人がみつからない状況のなかで、賃料収入により生計を維持することを前提に長男を月曜日の迎えから金曜日の送りまで監護するといった共同監護計画や別紙平成29年5月26日付け相手方作成の「主張書面」と題する書面1項記載の内容のものなどであり、いずれも現実味に欠けた主張といわざるを得ないものであって、長男の福祉を中心に考慮した主張とはいいい難いことから採用できない。

婚費においては、安定した収入計算を元に支払いを命じ・監護者指定においては、安定していないと事実認定する玉虫色に解釈を変える拉致実効支配親に付度する中立公正とは言い難い判断である。

同居親は保育園を利用し、別居親は保育園を利用してはいけないのだろうか？

第三者機関による付添型援助、連絡調整型援助及び受渡し型援助を利用する費用」

2. 以上によれば、未成年者の監護者は原告人と定め、相手方と未成年者の面会交流は1か月に1回、1回につき3時間程度、面会交流の日時、場所等の詳細は、当事者間で協議して定めることとし、原告人又は相手方のいずれか一方が希望したときは、第三者機関による面会交流の付添型援助、連絡調整型援助及び受渡し型援助を利用することができるとし、同利用にかかる費用は、当事者双方が折半して負担することとして、相手方への未成年者の引渡しの申立ては、却下するのが相当であるから、これと一部異なる原審判を上記のとおり変更し、相手方の監護者指定及び子の引渡しに係る抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

書証提出してある拉致前の主たる監護の日記に記されている内容の半分の養育が現実味に欠けるとは事実誤認・悪意のある曲解に他ならない。判事達は恐らく家事育児が全くできない人物で確りできる人物がいることを理解できないのだろうか

出生以来、誰よりも長男の福祉を考え育ててきた父親に対する冒瀆であり・職権を乱用した司法ヘイトである。父親が0歳児から拉致引き離されまでの数々の育児の実績の証拠・日頃・子育て支援員や面会交流支援員をしている子の福祉に従事している証拠をも無視している悪質な判断である。

偏見と差別、意図的な事実誤認によれば、

理由の不備若しくは強引な差別偏見

平成29年9月14日  
東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 中西 茂

拉致弁護士らに勧められた個別事情を無視した20年以上前の日本の悪しき相場である。

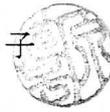
- H. 27. 8. 3 ~ 東京高裁部総括判事
- H. 26. 7. 26 ~ H. 27. 8. 2 仙台高裁部総括判事
- H. 25. 8. 12 ~ H. 26. 7. 25 盛岡地家裁所長
- H. 23. 7. 11 ~ H. 25.
- 8. 11 さいたま地家裁部総括判事・さいたま簡裁判事
- H. 15. 4. 1 ~ H. 23. 7. 10 東京地裁部総括判事
- H. 12. 4. 1 ~ H. 15. 3. 31 札幌地裁部総括判事
- H. 10. 4. 1 ~ H. 12. 3. 31 札幌高裁判事
- H. 9. 7. 1 ~ H. 10. 3. 31 東京地裁判事
- H. 5. 7. 2 ~ H. 9. 6. 30 検事
- H. 3. 4. 7 ~ H. 5. 7. 1 東京地裁判事
- H. 1. 4. 1 ~ H. 3. 3. 31 釧路地家裁部網走支部判事補・網走簡裁判事
- S. 62. 4. 1. ~ H. 1. 3. 31 東京地裁判事補・東京簡裁判事
- S. 59. 4. 5 ~ S. 62. 3. 31 検事
- S. ~ S. 59. 4. 4 東京地裁判事補
- S. 56. 4. 7 ~ 8. 59. 3. 31 札幌地裁判事補 33期

裁判官

原

道

子



裁判官

鈴

木

昭

洋



## 原道子

所属

東京高裁判事

異動履歴

H. 29. 4. 1 ~	東京高裁判事
H. 25. 3. 31 ~	前橋地・家裁部総括判事、前橋簡裁判事
H. 23. 4. 1 ~ H. 25. 3. 30	東京地・家裁立川支部判事、立川簡裁判事
H. 21. 4. 20 ~ H. 23. 3. 31	東京家・地裁立川支部判事、立川簡裁判事
H. 21. 4. 1 ~ H. 21. 4. 19	東京家・地裁八王子支部判事、八王子簡裁判事
H. 18. 4. 1 ~ H. 21. 3. 31	宇都宮地・家裁判事、宇都宮簡裁判事
H. 15. 3. 31 ~ H. 18. 3. 31	東京地裁判事
H. 12. 4. 1 ~ H. 15. 3. 30	検事
H. 12. 3. 25 ~ H. 12. 3. 31	東京地裁判事、東京簡裁判事
H. 8. 4. 1 ~ H. 12. 3. 24	名古屋地裁判事、名古屋簡裁判事
H. 7. 4. 12 ~ H. 8. 3. 31	千葉地・家裁判事、千葉簡裁判事
H. 5. 4. 1 ~ H. 7. 4. 11	千葉地・家裁判事補、千葉簡裁判事
H. 2. 4. 1 ~ H. 5. 3. 31	千葉地・家裁松戸支部判事補、松戸簡裁判事
S. 63. 4. 12 ~ H. 2. 3. 31	長野家・地裁判事補、長野簡裁判事
S. 62. 4. 1 ~ S. 63. 4. 11	長野家・地裁判事補
S. 60. 4. 12 ~ S. 62. 3. 31	浦和地裁判事補

(第37期)

## 鈴木昭洋

所属

東京高裁判事・東京簡裁判事

異動履歴

H. 28. 8. 5 ~	東京高裁判事・東京簡裁判事
H. 25. 8. 5 ~ H. 28. 8. 4	検事
H. 23. 4. 1 ~ H. 25. 8. 4	東京高裁判事・東京簡裁判事
H. 20. 4. 1 ~ H. 23. 3. 31	鹿児島地家裁判事・鹿児島地家裁加治木支部判事・ 鹿児島簡裁判事・加治木簡裁判事
H. 19. 8. 1 ~ H. 20. 3. 31	東京高裁判事・東京簡裁判事
H. 19. 4. 10 ~ H. 19. 7. 31	最高裁民事局付（東京地裁判事・東京簡裁判事）
H. 17. 7. 1 ~ H. 19. 4. 9	最高裁民事局付（東京地裁判事補・東京簡裁判事）
H. 14. 4. 1 ~ H. 17. 6. 30	東京地裁判事補・東京簡裁判事
H. 12. 3. 31	依願退官
H. 11. 3. 25 ~ H. 12. 3. 30	東京地裁判事補
H. 9. 4. 10 ~ H. 11. 3. 24	名古屋地裁判事補

(第49期)

(別紙)

平成 29 年 (ラ) 第 934 号 家事抗告提起事件

抗告人

相手方



平成 29 年 5 月 26 日

東京高等裁判所 御中

主張書面

1. 求める面会交流の詳細

(ア) 原則

本事件は、抗告人にとって、何らその親権をはく奪される理由の無い事件である。一方相手方は、親権を濫用し、抗告人の親権を不法に侵害しており、本来、親権停止をすべき行為を続けている。しかしながら、児童の権利条約に定められている通り、子は両親に愛される権利を有する。一方親が同居をしたく無くなったとはいえ、どちらから片親を排除するのではなく、等しく交流できることが子の利益に適うことは明らかであり、子を連れ去ったのだから連れ去られる恐れという、抗告人の囚人のジレンマ (乙 236) から解放させ、子の奪い合いという発想を持たせなくさせる為には、原則 5:5 の監護をすべきである。

(イ) 詳細

面会交流調停初回期日にて主張した通り、2-2-5 で、監護を交代する。2-2-5 とは、まず二日間続けて、平日月曜日の、子供が学校から帰ってくるときに迎えに行き、それで水曜日の学校に送り届ける。そして今度はもう一方親が水曜日の午後学校の帰りを迎えに行き、金曜日に送り届ける。そして金曜の夜から月曜の朝までの週末だけは、ファイブ、つまり五〇、五〇で隔週でやるという公平なやり方である。

(ウ) 年間行事

年間行事は、隔年交代とする。

- ① ゴールデンウィーク＋シルバーウィーク＋年始
- ② 春休み＋夏休み＋年末

上記、①と②を隔年で交代する。

(エ) 親子の誕生日について

- ① 子の誕生日は隔年で交代する。
- ② 父母の誕生日については、原則 2-2-5 の交代順に関わらず、子と誕生日の親が過ごせることとする。

(オ) 祖父母親族との交流について

- ① 原則として、子の家族の絆を侵害しない。
- ② 祖父母親族に入院や危篤などの事態が生じた場合は、交代順に関わらず、子が祖父母親族と会うことを妨害してはならない。

(カ) 子の養育の情報共有について

至極当たり前のことであるが

- ① 子の居所を秘匿してはならない。
- ② 子の通園通学先を秘匿してはならない。
- ③ 子の学校行事の参加を妨害してはならない。
- ④ 子の健康診断、学業成績などの情報は共有しなければならない。
- ⑤ 子が入院するような事態が生じた場合は直ちに知らせなければならない。
- ⑥ その他、子の健やかな成長の為に必要な情報を、共有しなければならない。

(キ) 連絡方法について

- ① メールまたは電話とする。但し、希望により第三者が仲介することも可能とする。
- ② 第三者機関の仲介を必要とする者が、その費用を負担する。
- ③ 第三者は知人友人、支援機関などを想定するが、本事件のように、実子誘拐と親子断絶を専らの生業とする弁護士らが関わることは、子の人生にとり極めて害があることは明白であり、弁

護士による仲介は原則行わない。

(ク) その他

- ① 審判結果に詳細無く、取り決めが必要なことは、双方誠実に協議を行う。
- ② 取り決めが必要なことが、どうしても協議で決まらない際には、調停にて行なうが、係争中断絶などの、先手必勝とばかりの親権濫用は、親権停止に値することを双方が確認する。

2. 相手方の面会交流抗告の主張について

あまりにも低俗な、飛躍解釈と言ひ掛かり、部分抽出、虚偽相談の申出を証拠資料とする実子誘拐親子断絶ビジネスの典型的といえる主張であり、このようなマニュアル化された、司法の運用実務の悪用弁護士達に悪行を動機づけない審判がされることを期待する。

以上

これは正本である。

平成 29 年 9 月 14 日

東京高等裁判所第 21 民事部

裁判所書記官 西 元 克 之

